

# **羽幌町子ども・子育て支援事業計画 (第3期)**

**令和 7 年度～令和 11 年度**

**令和 7 年 3 月  
(令和 7 年 11 月改定)**

**羽幌町**

# 羽幌町子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

羽幌町長 森 淳

急速に進行する少子高齢化を背景に、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、これらの変化に対応すべく、子育て支援の充実や環境整備が重要であり、一步踏み込んだ取り組みが行政に求められているところです。

現行の計画が令和6年度をもって計画期間が終了することを機に、これまでの取り組みを引き継ぎ、本町の子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すことを目的に子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに推進していくため、令和7年度から令和11年度を計画期間として「羽幌町子ども・子育て支援事業計画（第3期）」を策定しました。

近年、国において子ども・子育て支援制度の拡充が進められており、保育の受け皿拡充や幼児教育・保育の無償化など、子育て環境の向上が図られています。特に、令和5年に設置された子ども家庭庁において、子どもと家庭を中心に据えた施策を推進しており、本町としても、子ども家庭庁の方針に沿いながら、地域の実情に即した支援策を展開してまいります。

少子化が進む現代において、子どもたちの健やかな成長を支え、安心して子育てができる環境を整えることは、私たちの重要な使命です。本計画では、子育て支援の充実、保育環境の整備、地域全体で子どもを育むための仕組みづくりに重点を置き、未来を担う子どもたちが希望に満ちた毎日を過ごせるよう取り組んでまいります。

また、本町の子育て支援は、行政だけではなく、地域の皆様のご協力なくしては成り立ちません。子どもたちの成長を社会全体で見守り、支えていくことができる町を目指し、引き続き皆様のご理解とご協力をお願ひいたします。

本計画が、町民の皆様にとってより良い子育て環境の実現に寄与し、子どもたちの笑顔あふれる未来へつながることを心より願っております。

子どもの健やかな成長と子育てを支える社会の仕組みは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せに繋がることはもとより、本町の将来にとってかけがえのない重要な要素であると考えます。子どもたちのすべてが、健やかに成長し続けるためにも、子育て支援を地域が一体となりながら取り組んでいきたいと考えています。

すべての町民のみなさまのご理解、ご支援とご協力を心からお願ひいたします。

令和7年3月

## 第1章 計画の策定にあたって

|           |   |
|-----------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画期間    | 3 |
| 4 計画の策定体制 | 3 |

## 第2章 羽幌町の子ども・子育てを取り巻く環境

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1 人口・世帯・人口動態等      | 4  |
| 2 教育・保育施設の状況       | 9  |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の状況 | 11 |
| 4 ニーズ調査の結果概要       | 14 |
| 5 羽幌町の子ども・子育て支援の課題 | 22 |

## 第3章 基本的な考え方

|          |    |
|----------|----|
| 1 目的     | 26 |
| 2 基本理念   | 27 |
| 3 基本的な視点 | 28 |
| 4 施策体系   | 29 |

## 第4章 教育・保育提供区域の設定

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1 教育・保育提供区域の考え方 | 30 |
| 2 教育・保育提供区域の設定  | 31 |

## 第5章 教育・保育施設の充実

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1 量の見込み                        | 32 |
| 2 提供体制の確保と実施時期                 | 33 |
| 3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）   | 35 |
| 4 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進について | 37 |
| 5 海外から帰国した幼児や外国籍の幼児等に関して       | 37 |
| 6 教育・保育施設の質の向上                 | 38 |
| 7 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保    | 38 |
| 8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施         | 39 |
| 9 副食費の負担軽減について                 | 39 |

## 第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策 | 40 |
|----------------------------|----|

## 第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1 児童虐待防止対策の充実            | 48 |
| 2 ひとり親家庭の自立支援の推進         | 49 |
| 3 障害児施策の充実               | 49 |
| 4 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進 | 50 |

## 第8章 計画の推進体制

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1 関係機関等との連携     | 51 |
| 2 役割            | 52 |
| 3 計画の達成状況の点検・評価 | 53 |

## 資料編

|                |       |
|----------------|-------|
| 資料1 計画策定の経緯    | (P55) |
| 資料2 計画策定組織について | (P55) |
| 資料3 用語解説       | (P56) |